

京都市立梅津中学校

保存版

台風に対する非常措置について

京都市(テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に

「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」または「暴風警報」が発表された場合



特別警報

登校前に発表された場合

解除されるまで自宅待機

深夜0時までに解除された場合

→ 5校時(午後1時20分)から始業(昼食なし、給食は中止)

午前0時現在、特別警報発表中の場合

→ 当日、臨時休業

在校中に発表された場合

臨時休業



生徒の安全確保のための必要な措置をとります。その場合は、**原則すぐー**るまたは**学校HP**で措置内容をお伝えします。

暴風警報

登校前に発表された場合

解除されるまで自宅待機

解除された場合

警報の解除の時刻等	措置	昼食
午前7時までに解除になった場合	平常授業	必要
午前9時までに解除になった場合	3校時から始業 (午前10時50分より始業)	必要
午前11時までに解除になった場合	5校時から始業 (午後1時20分より始業)	なし
午前11時現在、発表中の場合	臨時休業	なし

在校中に発表された場合

臨時休業



安全生徒の安全確保のための必要な措置をとります。その場合は、**原則すぐー**るまたは**学校HP**で措置内容をお伝えします。

気象状況により、大雨警報、洪水警報の長時間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)その際は、**原則すぐー**るまたは**学校HP**で措置内容をお伝えします。

京都市立梅津中学校

〒615-0937 京都市右京区梅津北川町 34
TEL:075-882-0910 FAX:075-882-0977
E-mail: umedu-c@edu.city.kyoto.jp



発表直後は、電話回線が混雑することが予想されます。
すぐーる または **学校HP** をご活用ください。